

情報ネットワーク利用細則

第1条 この細則は、「跡見学園女子大学情報メディアセンター利用規程」(以下、「利用規程」という。)第8条に基づき、情報メディアセンター(以下、「センター」という。)が管理運用する情報ネットワーク(以下、「ネットワーク」という。)を利用するために必要な事項を定める。

第2条 センターは、利用規程第2条に定める利用者に対し、ネットワークに関連して以下の便宜を供与する。

- (1) ネットワークアカウントを付与すること
- (2) 本学のドメインを経由してインターネットに接続すること
- (3) 本学のサーバー上にホームページを開設すること
- (4) 学内にサブネットワークを開設すること
- (5) 前第1号乃至第4号に関わる機械操作教育を行うこと
- (6) その他、ネットワークを利用するに当たって必要なこと

2 情報メディアセンター長(以下、「センター長」という。)は、情報メディアセンター運営委員会(以下、「運営委員会」という。)の議を経て、利用規程第2条に定める利用者の区分ごとに、前項に掲げる便宜供与を制限することができる。

第3条 本学にサブネットワークを開設しようとする者は、別途に定める様式により、センターに許可を求めなければならない。

- 2 前項に定める許可は、運営委員会の議を経て、センター長が行う。
- 3 サブネットワークの管理運用は、開設者が行う。

第4条 ネットワークの利用者(サブネットワークの利用者を含む。以下、同じ。)は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令、本学園の諸規程並びに本学の諸規程及び諸宣言に反する行為
- (2) 本学園及び本学の業務を妨害し、又はその教育方針に違反する行為
- (3) 本学園及び本学の名誉を傷つけ、体面を汚す行為
- (4) 本学の秩序を乱す行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 他人の名誉やプライバシー等を侵害する行為
- (7) 自らのネットワークアカウントを他人に使用させ、又は他人のネットワークアカウントを利用する行為
- (8) ネットワークの円滑な運用を妨げる行為

第5条 センター長は、前条に違反した利用者に対し、運営委員会の議を経て、以下の処分を行うことができる。

- (1) ネットワークアカウントの取消し又は停止

- (2) ネットワーク機器の接続許可の取消し又は停止
 - (3) ホームページ又はファイル等の削除、又はアクセスの制限
 - (4) サブネットワーク又はファイル等の削除、又はアクセスの制限
- 2 センター長は、緊急を要すると判断した場合、前項による処分を運営委員会の議を省いて行うことができる。ただし、センター長はこの処分を速やかに運営委員会に報告し、その承認を得なければならない。この承認が得られない当該の処分は無効とする。
- 3 運営委員会は、特定の利用者が前条に違反していると判断した場合、センター長にその処分を勧告することができる。

第6条 前条による処分を受けた利用者について、センター長は相当の理由があると認めるときは、運営委員会の議を経て、当該の処分を解除することができる。

第7条 第5条による処分及び第6条による処分解除が行われた時は、センター長はその内容を速やかに学長に報告しなければならない。

第8条 第5条による処分を受けた利用者は、学長に対し、理由を付して処分の取消しを申し立てることができる。

- 2 学長は、前項の申し立てが行われたとき、その理由を審査して相当と認められるときは、学長の意見を付してセンター長に処分の審査を差し戻さなければならない。
- 3 学長又はセンター長は、前々項の処分の取消しを申し立てた者に対し、その審査の結果を通知しなければならない。

第9条 センターは、利用者から請求があったとき、次に掲げる情報を本人に対して開示しなければならない。

- (1) 当利用者個人に関する情報でセンターが管理するもの
 - (2) 当利用者が使用する情報機器等を、センターが管理するネットワークシステムに接続するために必要な情報
- 2 前項第2号に掲げる情報の開示が大学に不利益を与えると認められる場合は、センターはこれを非開示とすることができる。
- 3 前項の非開示の決定は、各請求に対して個別的に行うものとし、運営委員会の議を経て、センター長が行う。

第10条 前条第2項による非開示の決定を受けた利用者は、学長に対し、理由を付して異議を申し立てることができる。

- 2 学長は、前項の申し立てが行われたとき、その理由を審査して相当と認められるときは、学長の意見を付してセンター長に審査を差し戻さなければならない。
- 3 学長又はセンター長は、前々項の異議を申し立てたものに対し、その審査の結果を通知しなければならない。

第11条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この細則は、平成 15 年4月1日施行する。

附 則

1 この細則は、平成 15 年7月 16 日一部改正し、施行する。